

令和7年度～令和9年度

羽鳥ダム管理事業

羽鳥ダム管理補助業務 現 場 説 明 書

東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所

1. 契約の保証について

別紙－1 のとおりである。

2. 国庫債務負担行為契約事項

本業務は、国庫債務負担行為契約事項として、令和7年度から令和9年度までの3会計年度により履行するものである。

3. 特約事項

(1) 業務請負契約書第38の2条第1項に規定する「各会計年度における請負代金の支払いの限度額」は、次のとおりである。

令和7年度 30.3%

令和8年度 30.3%

令和9年度 39.4%

(2) 業務請負契約書第38の2条第1項に規定する「各会計年度における請負代金の支払いの限度額」は、最終年度を除き出来高予定額の90%以内とする。

4. 配置人員について

管理補助員は、受注者が会社であれば正社員、法人等であれば正職員とする。

管理補助員は運転監視技術員を考えている。

5. 休日の日直について

休日の日直について以下の期間は、発注者で対応することで考えているが、変更追加する場合がある。

令和8年の5月9日から令和8年12月26日の期間の土曜日

令和9年の5月8日から令和9年12月25日の期間の土曜日

6. 通勤について

積算上の基地は「郡山市」としている。

管理補助員の交通費として、宿直及び日直の回数毎に各1往復を計上している。

7. 打合せについて

打合せは、羽鳥ダム管理所で行うものとし、打合せ人員は以下のとおりとしている。

(単位：人)

	主任技師	備 考
初 回	0.5	
第2回	0.5	
第3回	0.5	
第4回	0.5	
第5回	0.5	
第6回	0.5	

第7回	0.5	
第8回	0.5	
最終回	0.5	
計	4.5	

8. 賃金対象時間について

管理補助員の賃金対象時間は、業務時間から休憩及び仮眠時間を除いた時間数である。また、交代制を考えているため超過勤務及び深夜手当は計上していない。

9. 情報共有システム利用料について

共通仕様書第1－9条第3項に示す情報共有システムの利用に係る費用は諸経費に含まれているため別途計上はしていない。

10. 管理補助員用のパソコンについて

特別仕様書第10条第6項に示す管理補助員用のパソコンに係る費用は次のとおり直接経費で計上している。

(1) 見込んでいる費用

パソコン利用料 3,715 円／月（税抜き）

(2) 使用期間 36 ヶ月

(3) パソコン仕様 15.6 型以上

DVD ドライブ付き

テンキー付き

Microsoft Office 付き

アンチウイルスソフトウェア付き

11. データ通信利用料について

特別仕様書第10条第6項に示す管理補助員用のパソコンのインターネット接続に必要なデータ通信（通信機器代を含む）に係る費用は次のとおり一括計上で計上している。

(1) 見込んでいる費用

データ通信利用料 6,042 円／月（税抜き）

(2) 使用期間 36 ヶ月

12. 積算業務区分等について

本業務の予定価格積算は、以下のとおりである。

運転管理業務：土地改良工事積算基準（施設機械）令和6年度

電気通信設備運転管理業務積算基準

（農林水産省農村振興局制定）令和6年度

13. その他補足事項

本業務は、令和6年度積算基準に基づくものであるが、各種積算基準の改正が通知された場合において、次のとおり措置を講じる。

本業務の発注者又は受注者は、各年の4月1日以降、業務請負契約書第57条の規定に基づき、次の方式により算出された請負代金額に変更する協議を行うことができるものとする。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、「 $P_{\text{新}}$ 」及び「 k 」は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$: 新積算基準等により積算された予定価格（単価は入札書の受付開始の日のもの）

k : 当初契約の落札率

14. 被災者の就労機会の確保について

受注者は、外業等の業務に当たって、地震等被災地域における被災者（農林漁家を含む）の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。

なお、被災者等の雇用においては、賃金等の支払いが適正かつ遅滞なく行われるよう配慮すること。

15. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

（1）部局長が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（以下「発注工事等」という。）において、暴力団員等による不当要求又は工事（業務）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

（2）（1）により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

（3）発注工事等において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより行程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

別 紙－1

1. 契約の保証について

- (1) 落札者は、業務請負契約書案の提出とともに、以下アからオのいずれかの書類を提出しなければならない。ただし、以下アからオのいずれかの書類の提出に代えて、業務完了保証人を付することができる。

ア 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

- (ア) 保管金領収証書は、「日本銀行 福島支店」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 保管金領収証書の宛名の欄には、「歳入歳出外現金出納官吏（官職・氏名）…注1」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金の払渡を求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。

イ 契約保証金に代わる担保としての有価証券（利付国債に限る。）に係る政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書

- (ア) 政府保管有価証券払込済通知書は、「日本銀行 仙台支店」に契約保証金の金額に相当する金額の利付国債を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、「政府保管有価証券取扱主任官（官職・氏名）…注2」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保管有価証券は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

ウ 債務不履行時による損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書

- (ア) 契約保証金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行なう組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。
- (イ) 保証書の宛名の欄には、「契約担当官等（官職・氏名）…注3」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 保証債務の内容は業務請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
- (エ) 保証書上の保証に係る業務の業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務

名が記載されるように申し込むこと。

- (オ) 保証金額は、契約保証金の金額以上であること。
- (カ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。
- (キ) 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後 6 か月以上確保されるものとする。
- (ク) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合等の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (ケ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、金融機関等から支払われた保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (コ) 受注者、銀行等が保証した場合にあっては、業務完了後、契約担当官等から保証書（変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

エ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

- (ア) 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
- (イ) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「契約担当官等（官職・氏名）…注 3」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (エ) 保証金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とする。
- (オ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。
- (カ) 請負代金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

オ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

- (ア) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。
- (イ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- (ウ) 保険証券の宛名の欄には、「契約担当官等（官職・氏名）…注 3」と記載するように申し込むこと。
- (エ) 証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (オ) 保険金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とする。
- (カ) 保険期間は、履行期間を含むものとする。
- (キ) 請負代金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (ク) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保険金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

- (2) (1) の規定にかかわらず、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により業務請負契約書の作成を省略することができる業務請負

契約である場合は、契約の保証を付さなくてもよいものとする。

(3) その他

ア 保険証券等の電磁的方法による提出

保証証書等（契約の保証に係る保証書若しくは証券又は前払金保証に係る保証証書をいう。以下同じ。）の提出又は寄託に代えて電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）であって、金融機関等が定め、契約担当官等の認める措置（以下「電磁的方法による提出」という。）を行う場合は、受注者は、保証証書等の提出又は寄託に代えて、電子証書等閲覧サービス（電子証書等を電気通信回線を通じて発注者等の閲覧に供するために、電子計算機を用いた情報処理により構築されたサービスであって、保険会社又は保証事業会社が指定するものをいう。）上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報（電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号をいう。）及び認証情報（電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号に関連付けられたパスワードをいう。）を契約担当官等に提供し、契約担当官等が、当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧することをもって代えることができる。保証契約番号及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供すること。

なお、保険会社の発行する電子証書等については、暫定的な取扱いとして電子メールを用いて提出することができる。この場合の提出方法については、保険会社、契約担当官等に確認し、指定された手順を踏むこと。

注 1：東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所
歳入歳出外現金出納官吏
庶務課長 岩石 利行

注 2：東北農政局総務部会計課
課長補佐（主計）
昆野 淳

注 3：分任支出負担行為担当官
東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所長
井上 裕